

2 経営第 1240 号
令和 2 年 7 月 29 日

一般社団法人ジェイエイバンク支援協会 会長理事 殿

農林水産省経営局金融調整課長

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた当局への申請・届出等に関する当面の対応について（周知）

令和 2 年 7 月 2 日に規制改革推進会議が取りまとめた「規制改革推進に関する答申」には、各省庁は、書面・押印・対面を要する行政手続について、新型コロナウイルスの感染が終息するまでの間、可及的速やかに緊急的な対応措置を講じるとともに、制度的な見直しについても進めていくこととする旨が記載されており、また、上記答申により示された規制改革事項について、それぞれ期限を定めて着実な実施を図っていくため、7 月 17 日に「規制改革実施計画」が定められました。

これを踏まえ、農林水産省経営局金融調整課としては、電子化や法令の改正等を含む、制度的な対応の準備が整うまでの当面の間、緊急的な対応措置として、貴会による当局への申請・届出等について、下記の通り対応していくこととしますので、ご承知おき願います。

記

- 1 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成 8 年法律第 118 号）に関連する法令に基づく申請・届出について、原則として、e メールによる受付も可能とする。
- 2 申請者の押印（及び印鑑証明書の添付）の無い申請・届出等についても有効とする。また、代表者による原本証明が必要な場合の押印についても、不要とする。
- 3 公的機関が発行する添付書類（登記事項証明書、住民票の写し等）については、1 ヶ月を目途として後日原本を送付することを前提に、電子データによる提出を可能とする。

2 経営第 1240 号
令和 2 年 7 月 29 日

農水産業協同組合貯金保険機構 理事長 殿

農林水産省経営局金融調整課長

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた当局への申請・届出等に関する当面の対応について（周知）

令和 2 年 7 月 2 日に規制改革推進会議が取りまとめた「規制改革推進に関する答申」には、各省庁は、書面・押印・対面を要する行政手続について、新型コロナウイルスの感染が終息するまでの間、可及的速やかに緊急的な対応措置を講じるとともに、制度的な見直しについても進めていくこととする旨が記載されており、また、上記答申により示された規制改革事項について、それぞれ期限を定めて着実な実施を図っていくため、7 月 17 日に「規制改革実施計画」が定められました。

これを踏まえ、農林水産省経営局金融調整課としては、電子化や法令の改正等を含む、制度的な対応の準備が整うまでの当面の間、緊急的な対応措置として、貴機構による当局への申請・届出等について、下記の通り対応していくこととしますので、ご承知おき願います。

記

- 1 農水産業協同組合貯金保険法（昭和 48 年法律第 53 号）及び農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成 8 年法律第 118 号）に関連する法令に基づく申請・届出について、原則として、e メールによる受付も可能とする。
- 2 申請者の押印（及び印鑑証明書の添付）の無い申請・届出等についても有効とする。また、代表者による原本証明が必要な場合の押印についても、不要とする。
- 3 公的機関が発行する添付書類（登記事項証明書、住民票の写し等）については、1 ヶ月を目途として後日原本を送付することを前提に、電子データによる提出を可能とする。

2 経営第 1240 号
令和 2 年 7 月 29 日

農林中央金庫 代表理事理事長 殿

農林水産省経営局金融調整課長

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた当局への申請・届出等に関する当面の対応について（周知）

令和 2 年 7 月 2 日に規制改革推進会議が取りまとめた「規制改革推進に関する答申」には、各省庁は、書面・押印・対面を要する行政手続について、新型コロナウイルスの感染が終息するまでの間、可及的速やかに緊急的な対応措置を講じるとともに、制度的な見直しについても進めていくこととする旨が記載されており、また、上記答申により示された規制改革事項について、それぞれ期限を定めて着実な実施を図っていくため、7 月 17 日に「規制改革実施計画」が定められました。

これを踏まえ、農林水産省経営局金融調整課としては、電子化や法令の改正等を含む、制度的な対応の準備が整うまでの当面の間、緊急的な対応措置として、農林中央金庫及び信用農業協同組合連合会による当局への申請・届出等について、下記の通り対応していくこととします。貴金庫におかれましては、傘下信用農業協同組合連合会への周知徹底方よろしくお願い申し上げます。

記

- 1 農林中央金庫法（平成 13 年法律第 93 号）、農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）及び農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成 8 年法律第 118 号）に関連する法令に基づく申請・届出について、原則として、e メールによる受付も可能とする。
- 2 申請者の押印（及び印鑑証明書の添付）の無い申請・届出等についても有効とする。また、代表者による原本証明が必要な場合の押印についても、不要とする。
- 3 公的機関が発行する添付書類（登記事項証明書、住民票の写し等）については、1 ヶ月を目途として後日原本を送付することを前提に、電子データによる提出を可能とする。